

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No.2447

特集Ⅰ

衛生パトで職場環境改善

立看板、使って進捗を確認

バンドー化学足利工場

特集Ⅱ

20年で休業損失9割減少

腰痛予防の好事例を表彰

厚労省 SAFE アワード

ニュース

注文者 健康リスクを情報提供

個人事業者で指針示す

労働災害動画 配信しています!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



4 / 1

2024



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 福岡会
社会保険労務士法人 豊永経営労務事務所

代表社員 豊永 健雄

第362回

見回り中の切り傷で細菌感染症に

■ 災害のあらまし ■

現場監督N（63歳）が、池の浚渫工事前に池の周囲を見回り中、当日の風の強さと寒さで体をすぼめていたために目の前の木の枝に気付くのが遅れ、顔にあたって切り傷を負った。そこから雑菌が入り込み、顔面蜂巣炎と診断された。

■ 判断 ■

当初、病院に切り傷について説明していなかったため、発熱・顔の腫れや赤みは、内因性と判断されたが、後日、改めて労災申請を行い、業務上の災害と認定された。

■ 解説 ■

木の枝で顔を切ったのが金曜日、病院へ行ったのが翌週の月曜日であった。翌日土曜日は発熱のため会社を休み、土・日は自宅で静養した。発熱は続いていたが月曜日に出勤した際、上司から「顔赤いし、腫れてるので病院行ってきたら？」と言われ、内科を受診した。Nは、もともとあまり口数が少なく、3日前に木の枝で顔に切り傷を負ったことは言わず、現在の症状だけ伝え、医師は一目で蜂巣炎だと診断。薬を処方され、3日後に再度来院するように言われ、再診時に「経過は良好ながら5日間の自宅療養」と診断され、健康保険証で支払いを済ませた。

5日間の自宅療養後はすっかり回復し、会社が「今回の顔の腫れに何か心当たりある？」と本人に尋ねると、「思い当たるとすれば、発熱の前日、現場下見中に顔を切った」と返答した。別の社員が「そう言えばNさん、顔切ったって土曜日に電話で言ってた」と現場で顔を切ったことを知り、会社はインターネットで調べて、顔の切り傷

から雑菌が入ったことで発熱し顔が腫れたんだろうと考え、労災申請するよう本人に促した。労災5号用紙を持ってその日のうちに病院に持参したが「受け取ってもらえなかった」と本人から会社が聞き、「ひょっとしたら、労災指定病院ではなく書類が間違っていたのかも」と病院へ電話すると「労災指定受けてます」と言われ、何かの手違いだろうと再度労災5号用紙を持参したが、またも病院が受け取らなかった。

それを聞いた会社が病院へ連絡すると「蜂巣炎は内因性も外因性もあり得るが、切り傷を負ったことを診療時に聞いていないので内因性だと判断したし、いまさら切り傷を負ってたと後出しで言われても知らない」などと言われた。「では、木の枝で切り傷を負ったことと今回の症状は関係ないということでもいいですか?」と問い質すと、「切り傷を負ったのであれば、外因性が濃厚」との説明を受けたことから、「では、再度本人が労災用紙を持参するので労災処理してほしい」と言うと、医師は労災を使わない方向に持っていかようとしていた理由を話し出した。

「ずいぶん前に労災指定は受けたけど労災申請をしたことがなく、請求の方法が分からず面倒そう」と言い始めたため、会社も穏やかながら少し強い口調で「労災処理の仕方が分からないから健康保険で、という選択ではなく本人請求ですよ」と言うと、病院も「けんもほろろに2回も追い返して申し訳ない」と態度が軟化した。

労働者災害補償保険法において、保険給付の判断は行政庁が行うと解釈できる。従って、労災と判断するのは会社でも医師でもない。また、同法第12条の8第2項(一部抜粋)は次のように規定している。「前項(業務災害における保険給付)の保



険給付は、(省略)補償を受けるべき労働者(省略)に対し、その請求に基づいて行う」。後日、本人が病院へ行き、3度目にしてようやく労災書類を受け取ってくれたが、すぐに病院から会社へ電話が入り、「やっぱり請求方法がわからない…」と言ってきたので、労働局の連絡先を伝え、その後は会社に病院から連絡が入ることはなく、無事労災処理された。

この事例を紹介した意図は、会社にしっかりとした労災に対する知識がなければ、おそらく1度病院で労災書類を受理されなければ、健康保険でひとまず請求が進み、後日健康保険保険者からの問い合わせで事実が判明し、健康保険へ7割分の返金、その後労災への切り替え、それら手続きに要する間は労働者死傷病報告の提出も会社はしないことになるため、会社が行政庁(労働基準監督署)から「労災隠し」を指摘される可能性があることがまず一つ。また、仮に軽微なケガであったとしても、業務中のケガは速やかに会社に報告することを周知することの重要性だ。万が一悪化したり別の症状が出た場合などは、適正に処理することができるだろう。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp